

令和6年第3回千代田町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 4月10日(水曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開会(午前9時04分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙	22
○町長挨拶	23
○閉会の宣告	24
閉会(午前10時25分)	24

令和6年第3回千代田町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年4月4日

千代田町長 高橋 純一

1. 期 日 令和6年4月10日

2. 場 所 千代田町議会議場

3. 付議事件

- (1) 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度千代田町一般会計補正予算（第10号））
- (2) 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町税条例の一部を改正する条例）
- (3) 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- (4) 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- (5) 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- (6) 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- (7) 千代田町議会改革推進特別委員会の設置について
- (8) 千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 1 名)

1 番	畑	中	弘	司	君	2 番	茂	木	琴	絵	君
3 番	金	子	浩	二	君	4 番	橋	本	博	之	君
5 番	原	口		剛	君	6 番	大	澤	成	樹	君
7 番	酒	卷	広	明	君	8 番	橋	本	和	之	君
9 番	大	谷	純	一	君	1 0 番	柿	沼	英	己	君
1 1 番	森		雅	哉	君						

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和6年第3回千代田町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和6年4月10日（水）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度千代田町一般会計補正予算（第10号））
日程第 4 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町税条例の一部を改正する条例）
日程第 5 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例）
日程第 6 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第 7 同意第3号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 8 同意第4号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 9 発議第3号 千代田町議会改革推進特別委員会の設置について
日程第10 千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1番	畑	中	弘	司	君	2番	茂	木	琴	絵	君
3番	金	子	浩	二	君	4番	橋	本	博	之	君
5番	原	口		剛	君	6番	大	澤	成	樹	君
7番	酒	卷	広	明	君	8番	橋	本	和	之	君
9番	大	谷	純	一	君	10番	柿	沼	英	己	君
11番	森		雅	哉	君						

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 純 一 君
副 町 長	宗 川 正 樹 君
教 育 長	田 島 育 子 君
総 務 課 長	荻 野 俊 行 君
総 合 政 策 課 長	須 永 洋 子 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	茂 木 久 史 君
住 民 生 活 課 長	高 田 充 之 君
保 健 福 祉 課 長	久 保 田 新 一 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	大 谷 英 希 君
建 設 下 水 道 課 長	坂 部 三 男 君
都 市 整 備 課 長	大 川 智 之 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	森 田 晃 央 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	下 山 智 之
書 記	池 上 大 貴
書 記	鈴 木 貴 士

開 会 (午前 9時04分)

○開会の宣告

○議長(森 雅哉君) おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回千代田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(森 雅哉君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今臨時会に付議される案件は、町長提案の専決処分事項4件、人事案件2件、議員発議1件、千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙1件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和6年度1月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(森 雅哉君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今臨時会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

3番 金子 議員

4番 橋本 議員

以上2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(森 雅哉君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(森 雅哉君) ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 雅哉君) 日程第3、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題と

いたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、繰越明許費を追加する必要が生じましたが、年度末のため議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度千代田町一般会計補正予算（第10号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容ですが、商工費、観光振興事業の297万円について、令和6年度に繰越しを行いました。これは、県のリトリート補助金対象事業が建築資材の確保に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めなくなったことによる措置となります。

なお、歳入歳出予算の総額についての変更はありません。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

念のため申し上げます。質疑は千代田町議会会議規則第55条により、同一議題について3回を超えることができないとありますので、よろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。

3番、金子浩二議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） おはようございます。先ほどの観光振興事業の繰越明許についてなのですが、町長が説明した、材料が調達できないため令和5年度予算が執行できなかったということなのですが、今の時代、材料は大分調達するのに時間かかっていると思うのですが、令和6年に繰越しして、材料の見通しですか、入る、と、工事が完成する見通しとかはもう立っているのでしょうか。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

こちらの資材なのですが、事業内容といたしますと、光恩寺の竹林内の遊歩道及び堂山古墳の階段整備という内容となっております。

今回調達が遅れておりますのが木材なのですが、3月までに事業を終了する予定でしたが、遅れておまして、今の段階では5月末を目途に事業を終了する予定であります。業者様とも常に状況を確認しながら進めておまして、5月末終了を目指しております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

○3番（金子浩二君） 5月末ということなのですけれども、完了するのが。これから天候もよくなって、本町には訪れてくれる人たちが多くなる時期でもあるので、早めの完了をしてもらって、光恩寺の竹林整備をよく、きれいになったところを見ていただければと思いますので、早めの完了をお願いします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 新聞紙上でもご承知のように、千代田町のほうはリトリートの設置ということとでいろんな施策を考えております。その一環で、今回このリトリートの関係の県からの補助金の関係だったのです。これを昨年からいろいろ当時の担当課が模索しまして、承認を受けて、すぐ発注は掛けたのですけれども、資材の調達が遅れるということで、当初は3月25日だったと思うのです、たしか。工期がですね。20日頃だったかな。だと思っておりますけれども、それについて、今議員が述べたように、今須永課長も述べたように、5月いっぱいをめどに施工を完了させたいと、こう考えております。

また、光恩寺のほうにおかれましては、いろんなイベントも1年間通してめじろ押しでありますので、5月いっぱいまでに完了させながら、多くの人に散策して、竹林ですから、散策をしていろいろ楽しんでもらうように努力したいと、こう思っています。5月いっぱいを一つの締めということで考えていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（森 雅哉君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されました。

○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第4、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、千代田町税条例においても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

個人町民税の関係では、特別税額控除の規定を定めたものです。特別税額控除である定額減税は、扶養家族1人につき所得税3万円、個人町民税1万円の減税を行うもので、原則令和6年度分限りの措置として個人住民税の所得割額から控除を行うものであります。

固定資産税では、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例について、地域の実情に応じた政策を展開する上での新規の制定、削除などに伴う改正となります。

詳細については税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 茂木税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） それでは、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町税条例の一部を改正する条例）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和6年3月31日に公布され、同年4月1日施行されることになりました。これに伴いまして、千代田町税条例におきましても所要の改正を行う必要が生じましたので、改正するものであります。

それでは、お手元に承認第4号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、こちらの資料によりご説明をさせていただきます。アンダーラインの箇所が修正部分で、右側は現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。最初に、第51条、町民税の減免でございますが、文言の修正を行うとともに、ただし書部分を追加してございます。第51条第1項に

ついて、町長は、生活保護法の規定による保護を受ける者や、生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者など、町民税を減免する旨の規定をしております。

第2項について、「減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない」とされております。今般の改正によりまして、減免申請を行うに当たりまして証明書類を本来求めますが、減免対象に該当することが明らかであり、減免の必要があると認められる場合にはこの限りではないと例外規定を設け、証明書類を一部省略することができるように改正するもので、納税者の減免申請をより緩和するものとなっております。

次に、第71条、固定資産税の減免。2ページに進んでいただきまして、139条の3、特別土地保有税の減免についても同様でございまして、減免申請に当たり証明書類を一部省略することができるように改正を行うものです。

次に、附則第7条の5、令和6年度分の個人町民税の特別税額控除についての規定となります。地方税法附則第5条の8の新設に伴う新設となりますが、まず特別税額控除であります定額減税については、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につきまして、令和6年分の所得税3万円、また令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うもので、個人住民税においては原則として令和6年度限りの措置として、個人住民税の所得割額から特別税額控除を行うこととなります。

内容といたしましては、まず第1項についてですが、定額減税については、令和6年度分の個人の住民税に限り、住宅ローン控除、寄附金税額控除、外国税控除や配当割額控除及び株式等譲渡所得割控除など全ての税額控除を行った後の所得割の額から特別税控除することを定めるものになります。

第2項については、地方税法において、所得割額をその算定の基礎に用いる制度のうち、定額減税を行った後の額とすると不具合が生じてしまう都道府県または市町村に対する寄附金税額控除、ふるさと納税等を含めた税額控除の特例控除額の控除上限額及び公的年金に係る所得に係る仮特別徴収税額の2つの制度について、定額減税前の所得割額を各算定の基礎に用いることとするものを定めたものになります。

3ページ中段をお願いいたします。次に、附則第7条の6、令和6年度の個人町民税の納税通知書に関する特例となります。こちらも定額減税、特別税額控除の実施に伴う地方税法附則第5条の9の新設に伴うものでございます。内容といたしましては、特別税額控除の対象となる納税義務者に係る令和6年度分の個人の町民税、普通徴収になりますが、納税通知書に記載すべき各納期の納付額について定めるものになります。具体的には、第1期納期から特別税額控除を行い、控除し切れない場合については次の納期にて実施することとなります。また、納税通知書に記載すべき事項といたしまして、普通徴収に係る森林環境税の額を新たに追加するものでございます。

ページをおめくりいただき、5ページ下段、附則第7条の7、令和6年度分の公的年金等に係る個人の町民税に関する特例をご覧ください。こちらも定額減税、特別税額控除の実施に伴う地方税法附則第5条の11の新設に伴うものでございます。定額減税、特別税額控除の実施に伴い、公的年金等に

係る所得に関する令和6年度分の個人の町民税と併せて賦課徴収する森林環境税額を追加するもので、特別徴収及び普通徴収の各場合の各納期の納付額について定めるものになります。

初めに、年金からの特別徴収については、6月分から定額減税を行いますと、当初課税の作業と並行して、全ての年金特徴の対象者の仮特別徴収税額の変更に係る通知を納税者、年金保険者双方に発出する作業が必要となるほか、地方税共同機構や年金保険者側において使用するシステム上の制限も存在することから、年金特徴については定額減税前の免税額を基に算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除を行い、控除し切れない場合については同年12月分以降の特別徴収税額から順次控除し、徴収する仮特別徴収税額から変更しない方法となります。ただし、令和6年度分の個人住民税において、初めから公的年金等に係る所得から特別徴収される場合については、令和6年6月分及び8月分はまず普通徴収の方法により控除を実施し、控除し切れない場合については令和6年10月分以降の特別徴収税額から順次控除するという方法で実施することとなっております。

次に、少し飛びまして、11ページをお開きいただきたいと思います。附則第7条の8、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除についてです。こちらも定額減税、特別税額控除の実施に伴うものでして、地方税法附則第5条の12の新設に伴うものになります。内容といたしましては、令和5年度末時点の控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の情報は納税義務者からの申出がない限り捕捉できないため、令和6年度分の個人住民税において全ての対象者を把握し定額減税を行うことについては実務上困難ということになります。このため、令和6年度分の源泉徴収票給与支払報告書等により、当該情報を記載することとし、この情報などを活用することで、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者については令和7年度分の個人住民税から特別税額控除を行う特例について定めるものがございます。

次に、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関する規定となります。附則第8条第2項の改正については、附則第7条の4と附則第8条の間に、定額減税、特別税額控除に係る条文、附則第7条の5から7条の8の新設を反映したもので、附則第7条の4のことを指した「前条」という文言を「附則第7条の4」に改正されております。

また、第8条第3項については、地方税法附則第6条の改正に伴う新設として、定額減税、特別税額控除に係る附則第7条の5及び第7条の8の新設に対応するため、特別税額控除の算定に係る所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるように読替規定を追加するものがございます。

1枚めくっていただいて、12ページをお願いできればと思います。こちらについては、第10条の2については、わがまち特例の特例割合が規定されております。今回、9、地方税法附則第15条第32項、企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置の規定が削除されたことにより、条例の条文中の法附則の引用条文のずれ及び条例の項そのものの項ずれが反映されております。

また、加えて、新たにわがまち特例を導入する規定が2つございます。1つ目は、法附則第15条第25項第2号の再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例のうち一定のバイオマス発電設備、

2つ目については、同じく法附則第15条第38項の滞在快適性等向上施設等に係る課税標準の特例でございます。この2つの法の規定が改正されることに伴い、条例附則第10条の2、第7項及び第16項に当該特例割合を新たに規定する条文を追加するものとなっております。

次に、13ページをお願いします。附則第10条の3は、新築の認定長期優良住宅等に対する減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告について定めたものとなります。今回の税制改正での改正事項となりますが、マンション、マンション管理組合の管理者から必要書類の提出があり、かつ特例の要件に該当すると認められる場合については、個々の区分所有者からの申し出、申告がなくても減額措置の適用をすることができるようにする規定が第10条の3、第3項に新設されています。また、あわせて、項の新設に伴う項ずれや、施行規則の改正に伴う条文の中の引用条文のずれを反映するものでございます。

次に、16ページをお願いします。附則第11条については、土地の下落修正措置及び負担調整措置等の特例における用語の意味を、意義を規定した条文でございます。地方税法においては、附則第17条に規定されています。負担調整措置等は評価替えごとに制度の見直しを行い、改正されているところでございますが、今回令和6年度においては下落修正措置、それから負担調整措置については現行の制度が継続されることになっております。よって、ここでは見出しの年度のみの改正となります。

次に、附則第11条の2は土地の下落修正措置についての条文です。法附則第17条の2の改正に伴う条例改正です。改正内容については、適用期間の3年間の延長と規定の整備を行うもので、令和7年度と令和8年度において、現行制度同様、下落修正措置を行うことができることとなります。

次に、16ページ下段から19ページ中段までの内容となります。附則12条と条例附則第13条については、土地の負担調整措置についての改正です。第12条は宅地など、それから第13条は農地に係る負担調整措置になります。法附則第18条及び第19条の改正に合わせて、適用期間の3年間の延長と規定の整備を行うものでございます。

次に、20ページの中段をお願いします。附則の第16条の3、こちらについては法附則33条の2、第7項第6号の新設に伴う新設として、定額減税、特別税額控除に係る附則第7条の5及び第7条の8の新設に対応するため、特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等の配当所得の分離課税分の所得割の額を定める読替え規定を新たに追加するものとなります。

以降についても課税の特例が続きます。附則第16条の4は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例措置についてです。

また、21ページをお願いいたします。17条については、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例です。

第18条は、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例となります。

続いて、22ページをお願いいたします。第19条については、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例。

また、第20条は、先物取引に係る雑所得等に係る個人町民税の課税の特例となります。

続いて、23ページをお願いします。第20条の2は、特定適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例となります。

そして、最後は第20条の3ですが、こちらは条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を規定しております。

以上、4月1日から施行及び運用するため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、ご承認をいただきたく、よろしくお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） なかなか難しい条文なので教えていただきたいのですが、この新旧対照表の51条の2項とか、あるいはその下の71条の2項、次のページの、2ページの139条の3の2項なのですが、このただし書を見ると、「ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない」とあるのですが、この文の「減免する必要があると認める場合」と、減免する必要がない場合というのがあるかと思うのですが、その線引きというか、それはどういうことなのかというのがちょっと分からないので、教えていただきたいのです。普通に、これは多分国や県の条文をそのままずらしたことだろうかなと思うのですが、該当することが明らかである場合は減免するという文章であればよく分かりやすいのですけれども、明らかであって、必要があると認める場合はこの限りでないというのがよく分からないので、その辺のことをちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 茂木税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきます。

町民税、固定資産税等については、常に法令に基づいて課税賦課、それから徴収、納税という形で町民の方にお世話になっております。現行においても、町内の方で生活困窮、様々な事情により生活保護等の申請を行い、適用を受けて生活をされている方がいます。そういう方は、従来までは仕事をしていて、例えば体が調子悪く、健康を害して働けなくなって生活困窮に陥る、あるいは、ある程度の家屋などを持っていて、固定資産税を従来までは納付できていましたが、そういった事情によって、生活困窮等で生活保護になってしまった方、そういう方については、生活の実態調査などを行うほか、生活保護の申請については全ての財産の状況を確認して、それでもなおかつ自立していくことが厳しい場合について初めて生活保護の給付を受けることができますので、課税においても、減免を行うに当たっては、生活保護を受給になったからすぐに減免しますという感じではなくて、必ず生活の実態

調査、援護者はいないのか、あるいは様々な預貯金、財産等がないのか、そういったものを総合的に勘案して減免措置という形になります。

そういった形で、こちらにあるとおり、町民税も固定資産税も、それから特別土地保有税も同じなのですけれども、町長が、このいずれかに該当することが明らかであり、税金を減免する必要があると認める場合はこの限りではないという形で、従来も、今まで千代田町については住民福祉課などと連携を図りながら、滞納者の方とか、納税が困難な方については常に法令の許す範囲内で便益を図っているわけなのですけれども、今回の規定を改めて定めることによって、そういった納税者、減免希望者の方が円滑に納税の減免ができるような形で配慮をするための条文改正という形で、冒頭にもお話しした国の法令に基づいて、千代田町の税条例もその許す範囲内で税条例を定めていますので、そういった文言の改正という形になりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今茂木課長のほうから説明があったとおりなのです。ただし、先ほど議員のほうで質問したように、町長が認めたものに関してその限りではないと。我々行政というのはコンプライアンス、法令遵守にのっとってずっと行ってきたのです。ただ、その中でも、今茂木課長が述べたように、どうしてもこの方は、病気になってしまって、税金を納められないという場合もあり得るわけですね。更に、そのほかの理由によって税金が納められないこともあろうかと。そういうときには、コンプライアンスにのっとってやっているのですけれども、そういう場合においては、町長が認めた限りにおいては、それを特例措置をしていこうではないかと、こういうことだと思っております。ご理解いただけたと思うのですけれども、そのことをかみ砕いて言うと、そういうことだと思えます。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

○9番（大谷純一君） ということは、該当することが明らかであって、その後いろいろな調べた上で、この人は生活困窮云々かんぬんであるということで、町長が最終的に判断するというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長（森 雅哉君） 茂木課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） そのとおりでございます。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されました。

○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第5、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、千代田町都市計画税条例においても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正については、地方税法附則第15条関係で、都市計画に係る課税標準の特例措置の規定として、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例に関する一部規定の削除及び新設に伴い、条文中の項ずれが生じたことから、対応する箇所について所要の改正を行ったものであります。また、宅地や農地における負担水準措置について、現行制度の継続による年度の更新と規定の整備を併せて行ったものであります。

詳細については税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 茂木税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） それでは、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例）につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案については、地方税法等の一部を改正する法律、それから地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ令和6年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることになりました。これに伴いまして、千代田町都市計画税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じたので、改正するものでございます。

それでは、お手元に承認第5号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表により説明をさせていただきます。同様に、アンダーラインの箇所が修正部分で、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに1ページでございます。最初に、附則第2項の関係でございます。旧附則第15条32項については、企業主導型保育事業に供する都市計画に係る課税標準の特例措置を規定しておりましたが、令和6年4月1日付により、こちらのほうは削除されました。これにより、新附則第2項、新法附則第15条第32項では、緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を規定してございます。改正内容を見ますと割合の修正と思われるかと思いますが、実際には割合を修正したものではなくて、法附則第15条第32項の中身が全く違うものを意味しておりますので、ご了承ください。

続いて、附則第3項、新法附則第15条第38項については新設でございます。こちらについては、都市再生法特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が当該事業により整備した一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準の特例措置を規定しており、わがまち特例を導入した上で適用期間を2年間延長することになりました。こちら、オープンスペース化した土地、広場や通路など、更にはその上に設置された償却資産としてのベンチや芝生など、それから低層の階を改修しオープン化した家屋、カフェや休憩所など、そういった不特定多数の者が自由に交流、滞在できる部分が対象となります。

そして、附則第4項、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を規定しておりますが、先ほどと同様の規定削除に伴う条文中の項ずれをそれぞれ反映させたものになります。

1ページ下段、第6項から3ページの10項まで、こちらについては宅地等に係る負担調整措置、それから資料3ページ下段の第11項については農地に係る負担調整措置になります。これらは固定資産税同様、現行制度の継続による年度の更新と規定の整備となります。

続いて、4ページをお願いいたします。最後に、第15項については、附則第15条第32項の改正に伴う条文中の引用条項のずれを反映するものでございます。

以上、4月1日から施行及び運用するために地方自治法179条第1項の規定により専決処分しましたので、ご承認いただきたく、よろしく願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されました。

○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第6、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、地方税法の改正に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和6年4月1日に施行されることに伴い、千代田町国民健康保険税条例におきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容であります。国民健康保険税の課税限度額について引上げを行い、後期高齢者支援金等課税額では、現行の「22万円」から「24万円」に改正いたしました。

なお、基礎課税額、介護納付金課税額については据置きとなります。

また、軽減判定所得の算定見直しを行い、5割軽減、2割軽減の対象範囲を拡充する改正となりました。

詳細については税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 茂木税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） それでは、承認第6号 専決処分事項の承認を求める

ことについて（千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について詳細説明を申し上げます。

本案については、地方税法第703条の4及び同法第703条の5を基に、施行令第56条の88の2及び施行令第56条の89を改正する旨の内容が総務省市町村課より通知され、国民健康保険税の改正部分については令和6年4月1日に施行されることになりました。そのことに伴いまして、千代田町国民健康保険税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じたので、改正するものであります。

お手元に承認第6号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、こちらを基に説明をさせていただきます。同様に、下線、アンダーラインの箇所が修正部分で、真ん中から右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1ページをご覧いただきたいと思います。初めに、第2条、納税義務者に対する課税額の改正でございます。国民健康保険においては、保険税の負担について、負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、納めた保険税の多少に関わらず、医療機関で受診した場合に誰もが等しく給付を受ける権利があるとされており、このことから、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度、それから事業の円滑な運営を確保する観点において、応能原則の適用に一定の限度を設ける必要があるため、課税の最高限度額を、地方税法等の規定の範囲内において市町村の条例により規定しております。この限度額を超える条例規定は当然違法となりますが、昨今の医療費等の増加の中、最高限度額を抑えることは低中所得者層に負担を強いる結果となることから、地方税法の規定趣旨を尊重しまして、最高限度額を法令に定める額のとおり規定することが望ましいとされており、

国民健康保険税の賦課限度額については、国の方針に基づき、これまで社会保険等の被用者保険におけるバランス等を考慮しながら、賦課限度額の超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げているところでございます。令和5年度税制改正においても2万円引き上げられたところですが、こちら高齢化の進展による医療給付費等の増加が見込まれる中で、限度額の超過世帯割合が1.5%台となるように、バランス等を考慮しながら、令和6年度改正においても後期高齢者支援金賦課分、こちらについて2万円分を引き上げて、従来の22万円から24万円に改正を行うものでございます。

なお、課税標準の医療給付費分は据置きの65万円、介護保険料分については据置きの17万円というふうになっております。

次に、第21条は国民健康保険税の減額における改正となります。地方税法施行令第56条の89の改正に伴うものになります。第1項本文については、先ほどの第2条の改正に伴い、賦課限度額の表記が変更になるものでございます。国民健康保険税の課税方式については、県内統一的な運営方針において、標準的な保険税算定方式により、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割を除く3方式へ移行を目指す方向性が示されておりますことから、本町については既に令和4年度より資産割を廃止した形の3方式での課税を行っております。また、均等割額とは被保険者1人当たりの課税額をいい、平等割額とは1世帯当たりの課税額をいいます。軽減判定により均等割額並びに平等割額を

軽減する対象範囲を、条例において規定しております。今般、軽減判定所得の算定の見直しがあり、5割軽減の対象と2割軽減の対象範囲を更に拡充する改正がございました。

1ページの最下段となります第21条第1項第2号が5割軽減を規定しております。また、2ページの上段をお願いいたします。軽減判定所得の算定に当たっては、被保険者数と特定同一世帯所得者数の合計の人数に乗ずる金額を29万円から29万5,000円に引き上げるものでございます。

また、中段の第21条第1項第3号は2割軽減の対象となる世帯であり、被保険者数と特定同一世帯所得者数の合計人数に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げる改正となります。

最後に、改め文の下段をご覧ください。施行期日は本年の4月1日となります。

第2項では、今般の改正に係る規定については、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度までのものについてはなお従前の例によるものとされています。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、承認第6号は原案どおり承認されました。

○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第7、同意第3号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（森 雅哉君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第3号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、4月10日をもちまして任期満了となる白石正躬氏の後任として森田和信氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

森田氏の経歴について申し上げますと、昭和50年に関東信越国税局職員として奉職され、主に埼玉県内の税務署に勤務し、調査業務に従事されました。平成18年には三条税務署の総務課長、平成20年には越谷税務署の特別国税調査官、平成28年には館林税務署の副所長を歴任され、平成29年7月に退官されております。退官後も再任用職員として、令和4年3月まで公平な税務行政の推進にご尽力をいただいた方であります。町の財務事務及び経理管理事務を監督し、行財政運営の適法性、効率性、有効性について監査いただくには森田氏が最適任者と考え、提案するものであります。

なお、任期は4年間となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第3号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第8、同意第4号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、本件の審議が終了するまで柿沼議員の退場を求めます。

[10番（柿沼英己君）退場]

○議長（森 雅哉君） 書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（森 雅哉君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第4号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、3月30日をもちまして議会選出の監査委員が任期満了となり、現在空席となっておりますことから、議会選出の新委員として柿沼英己議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

柿沼議員におかれましては、議員在任7期目であり、福祉環境常任委員長、総務産業常任委員長を務められたほか、令和2年4月から2年間、千代田町議会議長として活躍されました。この経歴が示すように、豊富な識見と経験は議会を代表する監査委員として最適任者であると考え、提案するものであります。

なお、任期は令和10年3月30日までとなります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]と云う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[[なし]と云う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第4号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定いたしました。

退場中の柿沼議員に対し、入場されるよう書記に連絡いたさせます。

[10番（柿沼英己君）入場]

○議長（森 雅哉君） 柿沼議員に申し上げます。

ただいまの千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしましたので、告知いたします。よろしくお願いいたします。

○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第9、発議第3号 千代田町議会改革推進特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、柿沼議員。

[10番（柿沼英己君）登壇]

○10番（柿沼英己君） 発議第3号 千代田町議会改革推進特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

国においては、現在、地方自治法抜本見直しが進められていることから、今後地方自治体における議会の役割はますます重要度を増してきております。本町議会では既に議員定数や常任委員会数の削減、一問一答方式や対面方式などの導入、また議会広報「大河」の発行、町ホームページへの会議録の掲載により、議会の効率化や透明性の確保を図ってまいりましたが、社会、経済状況の低迷や厳しい財政、少子高齢化等の進展により、町民の意思を的確に町政に反映させるために今後とも継続して議会改革、議会の活性化や開かれた議会を目指し、取り組んでいかなければなりません。

本年3月の町議会の改選に伴い、設置されておりました千代田町議会改革推進特別委員会は自動的に消滅し、審議未了の調査案件も残っております。そのため、さきの全員協議会において、さらなる議会改革が必要との協議がなされ、千代田町議会改革推進特別委員会を設置することに決定しましたので、ここに千代田町議会改革推進特別委員会を設置いたしたく、提案するものであります。

議員各位の賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号 千代田町議会改革推進特別委員会の設置について、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、発議第3号は原案どおり決することに決定いたしました。

○千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（森 雅哉君） 日程第10、千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時09分）

再 開 （午前10時17分）

○議長（森 雅哉君） 休憩を閉じて再開いたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

なお、指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

千代田町選挙管理委員に遠藤譲氏、松沢久雄氏、田代正夫氏、川島勝氏の以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した方々を千代田町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました遠藤譲氏、松沢久雄氏、田代正夫氏、川島勝氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、福田理己氏、加藤和男氏、野村啓男氏、間仲賢次氏の以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を千代田町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました福田理己氏、加藤和男氏、野村啓男氏、間仲賢次氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序はただいま議長が指名した順序にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、補充の順序はただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

以上で今臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（森 雅哉君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 令和6年第3回議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび臨時会では専決処分事項の承認や監査委員の選任に関する同意について慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

白石正躬様におかれましては、町の監査委員として、平成20年4月より4期16年にわたり、本町の行財政運営に多大なるご尽力を賜りました。この場をお借りいたしまして、感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、令和6年度がスタートしてから10日が過ぎましたが、ご承知のとおり今年度は機構改革を実施し、町民の皆様はじめ来庁される皆様方の効率性や利便性を高めるために行ったものであります。町民の皆様にはこの新しい体制に慣れるまで何かとご面倒をおかけすることもあろうかと存じますが、行政は最大のサービス業という認識の下、引き続き町民の目線で行政サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

先日、議員各位もお世話になりましたが、今年度の入園式、入学式では桜が満開の中で挙行することができ、子供たちも新たな環境で大きな一歩を踏み出すことができたかと思えます。私も式典の挨拶の中で、子供は地域の宝、社会の宝ということを申し上げさせていただきました。私も昭和、平成、令和と時代の流れとともに歩んでまいりましたが、これからの時代を切り開いていくのは今の子供たちやこれから生まれてくる子供たちであります。本町のこども園や小中学校へ通われている子供たちの現状を申し上げますと、東西こども園228名、東西小学校490名、中学校271名、合計989名となっております。少子高齢化の波が日本全体に押し寄せており、喫緊の課題となっております。本町におき

ましても次世代を担う子供たちへバトンをつないでいくため、少子化対策をはじめ様々な課題に対して職員と一丸となって真摯に取り組んでまいります。議員各位におかれましても、新たな体制となり、引き続き町の発展や住民の幸せのため、様々な観点から議論を重ねていただきますようよろしくお願いいたします。

先ほど述べたように、少子化対策、あれよあれよという間に、合計で989名となっているわけであり、皆さんもご存じのように、少ないなとか、こんなに減ってしまったのかなという意見があるかと思えます。ですので、皆さんのほうからも議会で議論を重ねていただきながら、我々に提案もしていただければありがたいなと思っていますので、そのようなことも含めた中、議論を重ねていければと思っていますので、提案のほうも含めた中でよろしくお願いいたします。

結びになりますが、議員皆様には健康管理にご留意いただきながら、町政発展のためご活躍いただきますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（森 雅哉君） 長時間にわたりご審議、ご協議を賜り、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年第3回千代田町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前10時25分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和6年 月 日

千代田町議会議長 森 雅 哉

①署名議員 金 子 浩 二

②署名議員 橋 本 博 之